

平成29年度障害者在職者訓練(委託訓練)事業提案募集について

千葉県では、在職障害者に対して、雇用継続に資する知識・技能を付与するための職業訓練を実施するため、事業の委託先をプロポーザル方式により募集しています。受託しようとする事業者、団体は、以下の内容により提案してください。

1. 事業の目的

中途障害等により、現職の作業遂行が困難となり、職種転換等を図るための技能習得が必要な場合等、在職障害者の雇用の継続を図る上で職業訓練が必要であると考えられる者に対して訓練の機会を提供する。

2. 委託コース及び内容

次の(1)～(2)の2コースとする。訓練受講希望者の募集については幅広く募集活動を行い、定員確保に努めること。

(1) 知識・技能習得コース

職種転換等を図るための技能習得を在職障害者の障害の程度及び訓練職種に応じて座学型で実施する。

(2) e-ラーニングコース

IT関連分野（Web ページ作成、表計算ソフト・データベースソフト等のアプリケーションソフトによる処理技術、プログラミング技術など）、資格取得(簿記、TOEICなど)の訓練をe-ラーニングにより実施する。

なお、e-ラーニングコースを受託した機関は、適切な方法により個人認証（本人確認）を行うとともに添削指導及びスクーリング又は訪問指導等による面接指導を行うものとする。

3. 委託先

(1) 知識・技能習得コース

専修学校、各種学校等の民間教育訓練機関、障害者に対する支援実績のある社会福祉法人等、障害者を支援する目的で設立されたNPO法人等

(2) e-ラーニングコース

①在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の3に定める法人）

②上記①でない場合

- ・在宅就業支援団体と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ・その他の障害者の在宅就業を支援する機関と訪問指導等を提携及び共同して実施する機関
- ・障害者の在宅就業等に関する支援の実績がある機関

なお、(1)(2)コースとも訓練受講対象者である障害者を雇用する企業は、自ら、当該受講者を対象とした訓練コースを設定することはできない。

4. 受講対象者

中途障害等により、現職の作業遂行が困難となり、職種転換等を図るための技能習得が必要な在職障害者。なお、e-ラーニングコースについては職業能力開発施設等への通所が困難な重度障害者等であって、在宅勤務をしており、自宅に必要な情報通信環境を有しているとともに、パソコンの基本操作及びe-ラーニングでの受講が可能な状態にあるものとする。

雇用先企業からの「在職証明書」(別紙1)の提出をもって在職者であることの証明とする。

5. 訓練期間

平成29年8月1日から平成30年3月16日までの間で、原則として3ヶ月以内とする

6. 訓練時間

(1) 知識・技能習得コース

下限12時間、上限160時間とし、訓練受講生の障害の程度及び訓練職種に応じて定める。

(2) e-ラーニングコース

標準を120時間、上限160時間とし、訓練受講生の障害の程度及び訓練職種に応じて定める。

7. 受講人員

(1) 知識・技能習得コース 2名

(2) e-ラーニングコース 3名

ただし、(1)(2)コースとも平成29年12月31日までに定員に満たない場合は、未受講定員数の予算範囲内で他コースの実施をする場合もある。

8. 委託料

(1) 受講生1人当たり、訓練時間数に応じた単価は以下のとおりとし、委託契約書に定めた額とする。

12時間を越えて20時間まで 20,000円

20時間を越えて40時間まで 40,000円

40時間を越えて60時間まで 60,000円

60時間を越えて80時間まで 80,000円

80時間を越えて120時間まで 120,000円

120時間を越えて160時間まで 160,000円

・1単位時間45分以上60分未満とする場合にあっては当該1単位時間を1時間とみなす。

・e-ラーニングコースを受託した機関が面接指導を行い、スクーリング又は訪問指導等を在宅支援団体等に再委託して実施する場合は、委託料のうちから当該経費を書面により約定した上で、委託先が再委託先に支払うことができることとする。

・途中退校等の理由で訓練時間が12時間に満たない場合は1時間あたり1,000円とする。

9. 提案書

- (1) 知識・技能習得コース 別添様式1によること
- (2) e-ラーニングコース 別添様式2. 3. 4. 5. 6によること

10. 提出・問い合わせ先

〒266-0014 千葉県緑区大金沢町470

千葉県立障害者高等技術専門校

電話番号：043-291-7744 (FAX:043-291-7745)

担当：相談支援課 高瀬 浩司 (k.tks11@pref.chiba.lg.jp)

11. 提出期限

平成29年5月26日(金) 必着

12. 委託先の選定

- (1) 知識・技能習得コース (複数団体を選定)

提案書に基づき、審査会で、採点表により評価を実施し、委託先を選定する。

- (2) e-ラーニングコース (1団体を選定)

・応募団体によるプレゼンテーション(事業説明・質疑応答等)を実施する。審査会で、採点表により評価を実施し、委託先を選定する。日程の詳細は別途通知する。

・日時 平成29年6月20日(火)

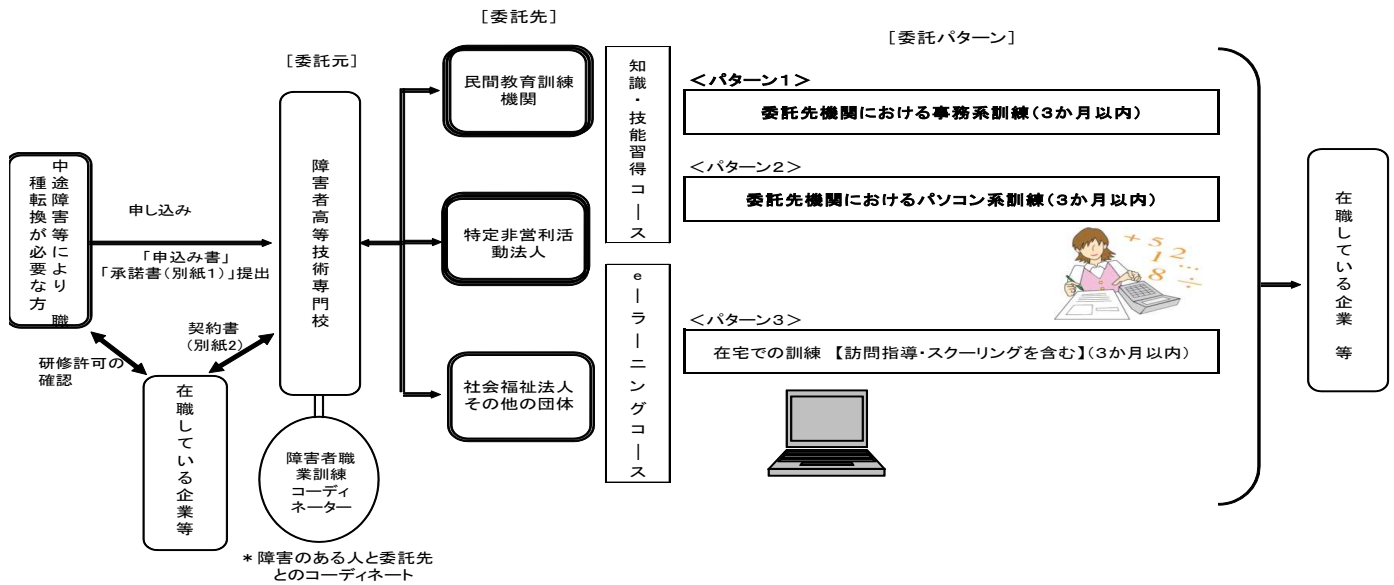
・1コンテンツあたりの訓練に要する単位時間数を明記すること。なお、審査会において1コンテンツあたりの訓練に要する単位時間数の変更を求める場合がある。

13. その他

訓練開始にあたっては、千葉県立障害者高等技術専門校と訓練生雇用主の間で別紙「千葉県障害者委託訓練(在職者訓練)契約書」(別紙2)を取り交わす。

障害者在職者訓練事業スキーム

- ☆知識・技能習得コース
- ☆e-ラーニングコース



参考 <障害者在職者訓練事業フロー図>

